



2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 九 州 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長執行役員 古 宮 洋 二
(コード番号 9142 東証プライム市場、福証)
問合せ先 広 報 部 TEL (092) 474-2541

**自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による
自己株式の買付けに関するお知らせ**
(一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項およびその具体的な取得方法を決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、「JR 九州グループ中期経営計画 2022-2024」(以下「前中計」といいます。)における株主還元方針について、「株主還元は長期安定的に行っていくことが重要と考え、2024 年度までの間は、1 株あたり配当金 93 円を下限として、連結配当性向 35%を目安に配当を行い、状況に応じて機動的に自己株式取得を行う。」としておりました。

前中計期間を総括し、資本効率性の向上および資本コストの低減のため、自己株式の取得を行います。

2. 取得の方法

本日 (2025 年 5 月 9 日) の終値 3,858 円で、2025 年 5 月 12 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付の委託を行い、100 億円に相当する自己株式を取得します (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)(以下「本自己株式取得」といいます。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

今回の取得において、Goldman Sachs International (以下「ゴールドマン・サックス」といいます。) より、2,592,000 株の売付注文がなされる予定となっておりますが、後述のとおり、ゴールドマン・サックスからの取得分に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格に 99.30%を乗じた価格相当 (詳細は後記のとおり) になるよう、後日、当社株式を用いた調整を行うため、最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	2,592,000 株

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	(発行済株式総数(自己株式を除く。))に対する割合 1.66%)
(3) 株式の取得価額の総額	9,999,936,000 円
(4) 取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注1) 当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付を行う。

(参考) 2025年3月31日時点の発行済株式総数および自己株式数

発行済株式総数 (自己株式を除く。)	156,190,115 株
自己株式数	1,111,485 株

4. 一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) について

本件における自己株式取得の手法は、米国において一般的に用いられている Accelerated Share Repurchase (以下「ASR」といいます。) という手法です。

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、以下に記載の理由により、ゴールドマン・サックス証券株式会社より提案された ASR による手法 (以下「本 ASR 取引」といいます。) が、100 億円相当の自己株式取得を期間内に確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断いたしました。

市場買付による自己株式取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用等、様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している 100 億円規模の自己株式取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの手法も自己株式取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。また、ToSTNeT-3 において買付の委託を行うのみの場合には、上記の手法と異なり、取引自体は 1 日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、当社が企図していた規模の自己株式の取得ができない可能性があります。

この点、本 ASR 取引を採用すると、以下に詳述するとおり、新株予約権の発行に係る手続きを要するものの、当社が企図する自己株式取得取引が 1 日で終了することに加えて、株主の皆様による売付注文が 100 億円相当額に達しない場合であっても、本自己株式取得ではゴールドマン・サックスが当社株式の借株をしたうえで売付注文を行う予定であることから、100 億円相当の自己株式取得をより確実に行うことが可能になります。

また、本自己株式取得後に行われる、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社 (以下総称して「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。) によるショートカバー取引 (以下に定義します。) により、当社株式の需給の改善も期待できるものと考えております。

なお、ゴールドマン・サックス・グループによる売付に関する情報は東証のホームページ (<https://www.jpx.co.jp/markets/public/short-selling/index.html>) において公表されることですので、ご参照ください。

＜本 ASR 取引の概要＞

当社はまず、2025 年 5 月 12 日に ToSTNeT-3 により一株あたり 3,858 円で、2,592,000 株、100 億円に相当する自己株式を取得します。本自己株式取得にあたっては、ゴールドマン・サックスが借株をしたうえで売付注文をする予定ですので、本自己株式取得に際して株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は取得予定株式の総数 2,592,000 株を取得できる見込みです。ゴールドマン・サックス証券株式会社からは、市場からの借株により、ゴールドマン・サックスによる 2,592,000 株の売付注文は可能な見込みである旨聞いておりますが、ゴールドマン・サックスは本開示後に当社株式の借株を行うことから、現時点でゴールドマン・サックスの売付注文額は確定しておりません。なお、ゴールドマン・サックス・グループはゴールドマン・サックスによる本自己株式取得における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定です（以下「ショートカバー取引」といいます。）。

次に、本自己株式取得においてゴールドマン・サックスから取得した株式については、当社による実質的な取得単価が、本自己株式取得以降の一定期間の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値に 99.30% を乗じた価格に、一定の調整を加えた価格である平均株価（「【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関して】1. 募集の概要（6）行使時の交付株式数の算定方法」において定義します。）と同じになるように、別途、本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の割当先であるゴールドマン・サックスとの間で当社株式を用いた調整取引を行います。当該調整取引の内容は具体的には以下のとおりです。

①平均株価が本自己株式取得に係る取得単価である 3,858 円よりも高い場合（本新株予約権の行使による調整取引）

- i. この場合、ゴールドマン・サックス・グループがショートカバー取引において平均株価で当社普通株式を取得すると仮定すると、ゴールドマン・サックス・グループは、本自己株式取得において当社から受領した金額の全額を使っても、ゴールドマン・サックスが借り入れた当社普通株式の返却に必要な数量の当社普通株式を買い付けることができません。
- ii. そのため、ゴールドマン・サックスは、本新株予約権を行使することにより、借り入れた当社普通株式の返却に不足する株式数に相当する当社普通株式を取得します。なお、本新株予約権の行使時の出資金額は 1 円であり、その行使により、ゴールドマン・サックスに交付される株式数は、以下の算式によって算定されます。

「交付される株式数＝基準株式数－基準金額÷平均株価」

※「基準株式数」とは、本自己株式取得においてゴールドマン・サックスが売却した当社普通株式の数をいいます。

「基準金額」とは、本自己株式取得においてゴールドマン・サックスが売却した当社普通株式の売却金額をいいます。

「平均株価」とは、原則としてショートカバー取引期間中における当社普通株式のVWAPの算術平均値に99.30%を乗じた数値をいいます（ただし、当該期間中に一定の基準を超えた配当がなされた場合には当該配当に係る調整がなされます。）。

「基準株式数」、「基準金額」および「平均株価」のいずれについても、詳細は「【本ASR取引において当社が発行する新株予約権に関して】1. 募集の概要（6）行使時の交付株式数の算定方法」をご参照ください。

- iii. 上記の本新株予約権の行使による当社普通株式の交付が行われた場合、本ASR取引において、当社が取得することとなる実質的な自己株式の数は、当社が本自己株式取得により買い付けた株式数から、本新株予約権の行使により交付した株式数を控除した株式数となります。
- iv. このような調整取引を行った結果、本ASR取引によって当社が取得した株式は、以下のとおりとなります（なお、いずれの場合においても本新株予約権の行使時における出資金額（1円）は考慮しておりません）。
 - (i) 本自己株式取得において一般の株主の皆様からの売付注文がなかった場合
100億円相当額を使用して当社普通株式を平均株価で買い付けた場合と同じ結果となります。
 - (ii) 本自己株式取得において一般の株主の皆様からの売付注文がなされた場合
100億円相当額を使用して、一般の株主の皆様からの取得分については本日の終値である3,858円で買い付け、その残額を使用して当社普通株式を平均株価で買い付けた場合と同じ結果となります。

②平均株価が本自己株式取得に係る取得単価である3,858円よりも低い場合（ゴールドマン・サックスから当社への当社普通株式の無償譲渡による調整取引）

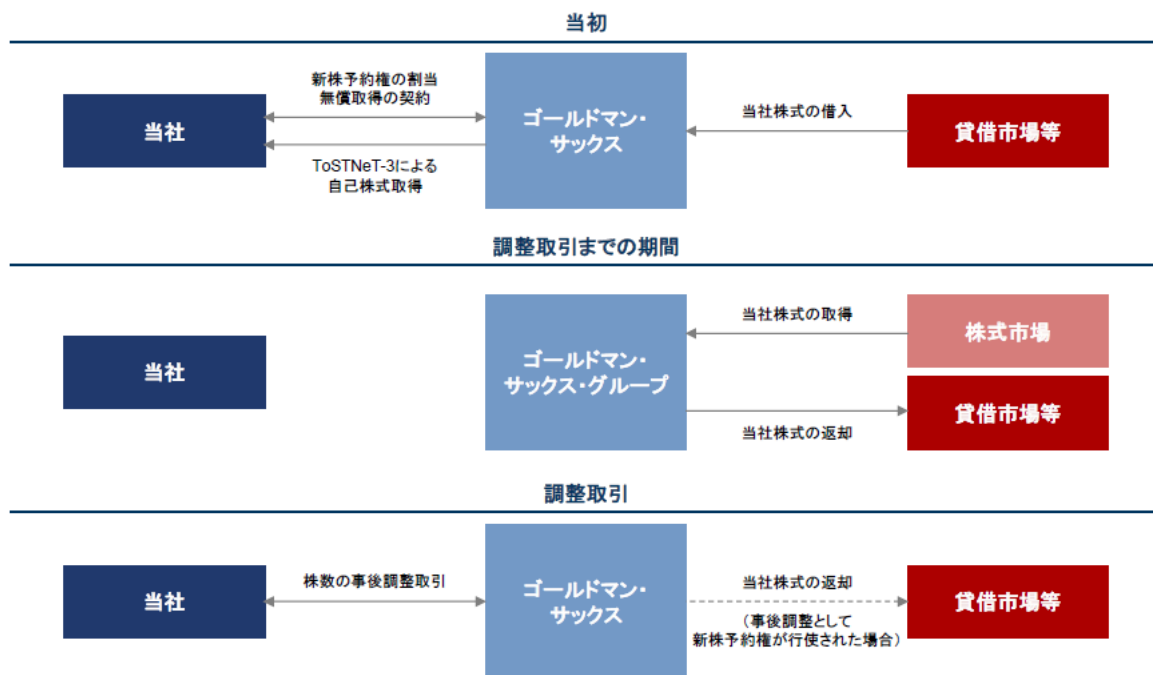
- i. この場合、ゴールドマン・サックス・グループが、ショートカバー取引において、本自己株式取得で当社から受領した金額の全額（基準金額）を使用し、平均株価で当社普通株式を取得すると仮定すると、ゴールドマン・サックス・グループは、ゴールドマン・サックスが借り入れた株式の返却に必要な数を上回る数量の当社普通株式（借り入れた株式の返却に必要な数量を超える部分の当社普通株式について、以下「余剰株式」といいます。）を買い付けることができます。
- ii. そのため、ゴールドマン・サックスは、平均株価に照らし、結果として余分に取得したことになる当社普通株式を、余剰株式を当社に対して無償で譲渡することにより精算します。なお、上記のとおり無償譲渡される株式数は、以下の算式によって算定されます。

「無償譲渡される株式数＝基準金額÷平均株価－基準株式数」

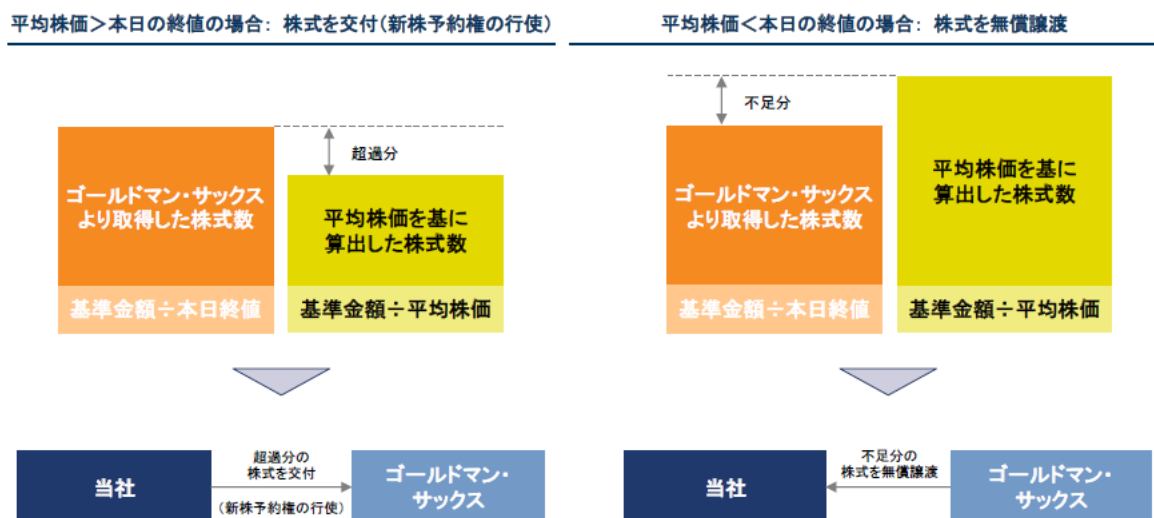
- iii. 上記の無償譲渡が行われた場合、本 ASR 取引において、当社が取得することとなる実質的な自己株式の数は、当社が本自己株式取得により買い付けた株式数に無償譲渡を受けた株式数を足した数となります。
- iv. このような調整取引を行った結果、本 ASR 取引によって当社が取得した株式は以下のとおりとなります。
 - (i) 本自己株式取得において一般の株主の皆様からの売付注文がなかった場合
100 億円相当額を使用して当社普通株式を平均株価で買い付けた場合と同じ結果となります。
 - (ii) 本自己株式取得において一般の株主の皆様からの売付注文がなされた場合
100 億円相当額を使用して、一般の株主の皆様からの取得分については本日の終値である 3,858 円で買い付け、その残額を使用して当社普通株式を平均株価で買い付けた場合と同じ結果となります。

かかる取得株式数の調整は、ゴールドマン・サックス・グループが必要と判断するショートカバー取引の完了の有無にかかわらず、2025 年 6 月 24 日から 2025 年 11 月 13 日まで（ただし、ゴールドマン・サックスが市場混乱事由発生日（当社株式に関する取引制限等が課される等、ゴールドマン・サックスとの間で締結した本新株予約権の割当て等に関する契約（以下「本割当契約」といいます。）において定められる一定の事由が発生したとゴールドマン・サックスが合理的に判断した取引日をいいます。以下同じ。）が発生した旨を申告した場合には、発生した日数に相当する取引日だけ、最長 2025 年 11 月 30 日まで延長されます。）に行われる予定で、最終的な取得株式数が確定した際には、別途、開示をする予定です。

<取引の概念図>



<調整取引の概念図>



【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関して】

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2025 年 5 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	1 個
(3) 払 込 金 額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：2,592,000 株（上限）※ ※上限の潜在株式数は、本自己株式取得において一般の株主の皆様からの売付注文がなく、かつ、仮に、以下に定める基準金額÷平均株価がゼロとなった場合を前提とした株式数
(5) 行使時の出資金額	1 円
(6) 行使時の交付株式 数 の 算 定 方 法	交付株式数＝(i) 基準株式数－(ii) 基準金額÷(iii) 平均株価 ※単元未満株式は切り捨て、0 を下回る場合には 0 株とする。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	(i)「基準株式数」は、本自己株式取得において割当予定先であるゴールドマン・サックスが売却した当社普通株式の数をいう。 (ii)「基準金額」は、本自己株式取得において割当予定先であるゴールドマン・サックスが売却した当社普通株式の売却金額をいう。 (iii)「平均株価」は、下記(a)に下記(b)を加えた数値(小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)をいう。 (a)2025年5月13日(同日を含む。)から本新株予約権の行使請求の効力発生日(以下「行使請求日」という。)の直前取引日(ただし、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程および同施行規則上の規定その他の事由によりゴールドマン・サックスにおいて行使請求を行えなかった例外的な事情が存する場合にはゴールドマン・サックスと協議のうえで定める日)(同日を含む。)までの期間の各取引日(ただし、本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日を除く。)の東証における当社普通株式のVWAPの算術平均値に99.30%を乗じた数値 (b)2025年5月13日(同日を含む。)から行使請求日の直前取引日(同日を含む。)までの期間のいずれかの日を権利付最終日とする各配当との関係で、①当該配当の1株あたりの配当額(ただし、2026年3月期の中間配当については57.5円を控除し、当該控除後の金額が0円を下回る場合には、0円とする。)に、②当該配当に係る権利落ち日(同日を含む。)から2025年11月30日(同日を含む。)までの取引日数を乗じた数値を、③2025年5月13日(同日を含む。)から2025年11月30日(同日を含む。)までの取引日数で除した数値(以下「配当調整額」という。)を算出したうえで、各配当に係る配当調整額を合計した数値
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	ゴールドマン・サックスに対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、本割当契約に従ってゴールドマン・サックスが本新株予約権の行使を行わない場合(本割当契約上、本新株予約権を行使した場合に交付される株式数が0株となる場合、ゴールドマン・サックスは本新株予約権を行使することはできず、当社に対して本新株予約権の行使を行わない旨の通知(以下「不行使通知」という。)を行わなければならないこととされています。)、株価の状況に応じてゴールドマン・サックスから一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記「2. 本新株予約権の特徴」および別記「3. 割当予定先等(3)その他」をご参照ください。

2. 本新株予約権の特徴

(1) 本新株予約権の構成、行使により交付される株式数および行使の際に払い込まれる出資金額

- ・本新株予約権は全1回号で構成されており、発行される新株予約権の数は1個です。
- ・交付株式数は、平均株価の水準に応じて増減し、本日の終値よりも平均株価が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっております。
- ・行使の際に払い込まれる出資金額は、1円です。

(2) 発行条件の確定

- ・ 交付株式数の算定に用いられる、基準株式数および基準金額は 2025 年 5 月 12 日の ToSTNeT-3 の結果によって確定します。ToSTNeT-3 において株主の皆様からの売付注文があった場合は、東証の規則に基づき、一般の株主の皆様とゴールドマン・サックスの売付数量について一定の按分調整がなされ、ゴールドマン・サックスの売付数量が 2,592,000 株から減少する結果、事後調整を要する対象株式数が減ることとなり、交付株式数の数量が減額されることになります。

(3) 本新株予約権の行使可能期間

- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、2025 年 6 月 24 日から 2025 年 11 月 30 日までの期間です。ただし、本新株予約権の行使は、ゴールドマン・サックスが必要と判断するショートカバー取引の完了の有無にかかわらず、2025 年 11 月 13 日まで（ただし、ゴールドマン・サックスが市場混乱事由発生日が発生した旨を申告した場合には、発生した日数に相当する取引日だけ、最長で行使可能期間最終日まで延長されます。）に行われる予定です。

(4) 本新株予約権の取得

- ・ 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されていません。

(5) 行使が行われない場合の当社株式の追加取得

- ・ ゴールドマン・サックスは、平均株価が 3,858 円よりも低くなり、本割当契約に従って本新株予約権の行使を行わない場合（本新株予約権を行使した場合に交付される株式数が 0 株となる場合）には、当社にその旨を通知し、当社に対して、基準金額を平均株価で除して得られる株式数から基準株式数を控除した株式数の当社株式を無償で譲渡することになっております。

3. 割当予定先等

(1) 割当予定先の概要（2024 年 12 月 31 日現在）

① 商 号	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)
② 本 店 所 在 地	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London, EC4A 4AU, United Kingdom
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	業務執行取締役兼主席経営執行役員 リチャード・J・ ノッド (R. J. Gnodde) (2024 年 12 月 31 日現在)
④ 事 業 内 容	金融サービス
⑤ 資 本 金 の 額	598 百万円 (2024 年 12 月 31 日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	1988 年 6 月 2 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	598,182,053 株 (2024 年 12 月 31 日現在)
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	12 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	3,614 名 (2024 年 12 月 31 日現在)
⑩ 主 要 取 引 先	非公開
⑪ 主 要 取 引 銀 行	非公開
⑫ 大株主および持株比率	ゴールドマン・サックス・グループ UK リミテッド 100%
⑬ 当 社 と の 関 係 等	
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：171,729 株 (2025 年 3 月 31 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし (2025 年 3 月 31 日現在)
人 的 関 係	該当事項はありません。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 最近3年間の経営成績および財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）				
決算期	2024 年 12 月 期	2023 年 12 月 期	2022 年 12 月 期	
純資産	5,872,889	6,057,568	6,373,137	
総資産	162,220,930	181,724,769	181,647,161	
1株あたり純資産(円)	9,817.89	10,126.63	10,654.18	
純営業収益	1,493,303	1,691,390	1,630,994	
営業利益	536,368	764,915	751,024	
経常利益	536,368	764,915	751,024	
当期純利益	408,738	626,759	608,188	
1株あたり当期純利益(円)	683.30	1,047.77	1,016.73	
1株あたり配当金(円)	533.65	425.07	-	

(注) 上記の「最近3年間の経営成績および財政状態」に記載の金額は、便宜上、2024年12月期は、2025年4月4日現在の外国為替相場の仲値である1ドル＝146.03円、2023年12月期は、2024年4月5日現在の外国為替相場の仲値である1ドル＝150.99円、2022年12月期は、2023年4月7日現在の外国為替相場の仲値である1ドル＝131.78円に換算し記載しております。

※ 割当予定先であるゴールドマン・サックス、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 株券貸借に関する契約

本件に関連し、現時点では、割当予定先であるゴールドマン・サックスが当社大株主との間で株券貸借に関する契約を締結する予定はございません。

(3) その他

当社は、割当予定先であるゴールドマン・サックスとの間で締結した割当契約において、下記の内容について合意しています。

<本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得>

割当予定先であるゴールドマン・サックスは、本新株予約権の行使を行わない場合には、当社にその旨を通知し、当社に対して、「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」から基準株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で譲渡する。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先であるゴールドマン・サックスは、同社が他の組織と合併し、若しくは他の組織に吸収合併され、又はその資産の全部若しくは事実上全部の譲渡が行われる場合を除き、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による同意を要するものとする。

4. 本新株予約権の発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権は本 ASR 取引における調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項およびゴールドマン・サックスとの間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先であるゴールドマン・サックスから一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先であるゴールドマン・サックスが取得する本 ASR 取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権および無償譲渡の規定を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことといたしました。また、本新株予約権について、監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

以 上

【一括取得型自己株式取得（ASR）に関する Q & A】

Q：一括取得型自己株式取得（ASR）とは何ですか？

A：一括取得型自己株式取得（ASR）とは、企業が事前公表型の自己株式取得の方法により自己株式を取得するに際して、証券会社が当該企業の株式につき、株券貸借市場等を介して借り入れた上で売り応募し、売却が確定した数量・金額につき、後日、自己株式を市場における当該企業の株式の平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数と当初の自己株式取得株式数との差数を清算する、という手法のことです。本件における自己株式取得の手法は、米国において広く活用されている Accelerated Share Repurchase（通称「ASR」）という手法を日本の法令・ルール等に適合させたものです。

Q：米国において用いられている ASR と共通する点、異なる点は何ですか？

A：米国において、ASR は、企業が一度に大量の自己株式を取得するための方法として広く活用されています。米国における ASR は、企業が、対象とする自己株式数を、証券会社と相対取引にて取得し、同時に買取価格調整に係る契約を締結するものです。証券会社との取引に

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

より、企業が、一度に大量の自己株式を取得することが可能になっています。本 ASR 取引についても、一度に大量の自己株式を取得が可能であることが米国における ASR との共通点です。本 ASR 取引が、米国における ASR と異なる点は、米国では企業と証券会社との相対取引によって執行される一方、本 ASR 取引については、ToSTNeT-3 へ証券会社が売付注文を行うことによって執行される点です。また、米国における ASR の調整取引は差金決済で行われる一方、本件の調整取引は、当社による新株予約権行使によって当社株式を割当予定先に交付、又は当社株式を割当予定先から無償譲渡することによって行われることも、異なる点です。

Q：なぜ一般的な市場買付手法を採用しなかったのですか？

A：今回設定した取得予定金額の自己株式を早期かつ確実に取得したい、という当社の目的を達成するために、ゴールドマン・サックス証券株式会社より提案のあった一括取得型自己株式取得（ASR）により取得を行うことが適していると考えました。

Q：一般的な買い付け方法と比較した、本手法のメリット・デメリットは何ですか？

A：本手法のメリットは、自己株式の取得を一括かつ確実に実施できることです。また、ToSTNeT-3 のみの買付けと比較して、一株あたりの取得コストを取得後一定期間の平均株価を基準とする短期的な市場動向の影響を受けにくい金額にすることができるとともに、取得後一定期間の平均株価からディスカウントした価格に抑えられる場合があり、株主還元額へのコミットメントと平均取得コストの平準化・低減可能性を両立しうるものと評価しています。本手法のデメリットは、新株予約権の発行に係る手続きを要することです。

Q：取得予定金額の自己株式取得は確実に達成できるのですか？

A：当社の買付金額は、ToSTNeT-3 における株主の皆様からの売付注文と、ゴールドマン・サックスによる売付注文により達成される予定です。なお、ゴールドマン・サックスによる売付注文の額は、ゴールドマン・サックスが株券貸借市場等において借り入れることができる当社株式の数量に依存することになりますが、現時点において、ゴールドマン・サックス証券株式会社からはゴールドマン・サックスによる取得予定金額の売付注文は可能である旨聞いておりますので、株主の皆様からの売付注文が無かった場合においても取得予定金額の自己株式取得は可能と考えております。

Q：ゴールドマン・サックスは保有している株式で売付注文をするのですか？

A：ゴールドマン・サックスは、本開示以降当社株式を株券貸借市場等より借り入れた上で売付注文をする予定であると聞いております。

Q：ゴールドマン・サックスは ToSTNeT-3 で貴社株式を売却した後は、どうするのですか？

A：ゴールドマン・サックスの行動に関しては当社の関知するところではありませんが、借り入れた株式を返却するまでの間、ゴールドマン・サックス・グループが株式市場の内外で当社株式を購入する予定であると聞いております。

Q：ゴールドマン・サックスが ToSTNeT-3 で貴社株式を売却する場合、一般株主による売付注文との優先関係はどのようになるでしょうか？

A：ToSTNeT-3 において一般の株主の皆様からの売付注文があった場合は、東証の規則に基づき、一般の株主の皆様とゴールドマン・サックスの売付数量について一定の按分調整がなされることになるため、一般の株主の皆様およびゴールドマン・サックスのいずれについても売付数量が売付注文に係る数量よりも減少する可能性があります。

Q：貴社が実施した自己株式取得後にゴールドマン・サックスが行う貴社株式の買付に関して、ゴールドマン・サックスとの間で契約を締結しているのですか？

A：当社株式の買付に関しての契約は締結しておりません。上記のとおり、ゴールドマン・サックス・グループが株式市場の内外で当社株式を取得する予定である旨は伺っておりますが、実際のゴールドマン・サックスの行動については当社の関知するところではありません。

Q：平均株価とは何ですか？

A：下記(i)に下記(ii)を加えた数値で、今回の自己株式取得における一株あたりの当社の実質的な取得コストとなります。

(i)平均 VWAP（2025 年 5 月 13 日（同日を含みます。）から本新株予約権の行使請求日又は不行使通知がなされた日の直前取引日（ただし、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程および同施行規則上の規定その他の事由によりゴールドマン・サックスにおいて行使請求を行えなかった例外的な事情が存する場合にはゴールドマン・サックスと協議のうえで定める日）（同日を含みます。）までの期間の各取引日（ただし、本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日を除きます。）の東証における当社普通株式の VWAP の算術平均値）×99.30%

(ii)2025 年 5 月 13 日（同日を含みます。）から本新株予約権の行使請求日又は不行使通知がなされた日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間のいずれかの日を権利付最終日とする各配当との関係で、①当該配当の 1 株あたりの配当額（ただし、2026 年 3 月期の中間配当については 57.5 円を控除し、当該控除後の金額が 0 円を下回る場合には、0 円とする。）に、②当該配当に係る権利落ち日（同日を含む。）から 2025 年 11 月 30 日（同日を含む。）までの取引日数を乗じた数値を、③2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から 2025 年 11 月 30 日（同日を含む。）までの取引日数で除した数値（以下「配当調整額」といいます。）を算出したうえで、各配当に係る配当調整額を合計した数値。

本 ASR 取引は、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことを前提として設計されています。そのためには、本新株予約権および無償譲渡の規定を一体として評価すれば価値は零であると評価できることが必要となるところ、かかる条件を満たす範囲で、割当予定先であるゴールドマン・サックスと協議した上で、上記のように平均株価を定めたものとなります。なお、当社は本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先であるゴールドマン・サックスから一定数の当社株式が無償で提供される等

の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先であるゴールドマン・サックスが取得する本 ASR 取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権および無償譲渡の規定を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことといたしました。

Q：なぜ新株予約権を割り当てる必要があるのですか？

A：ゴールドマン・サックスへの新株予約権の割り当ては、一括取得型自己株式取得（ASR）における取得株式数の調整のために実行するものです。本新株予約権の割り当てにより、平均株価が ToSTNeT-3 における取得価格よりも高い場合に、機動的にその差数分に相当する数の当社株式をゴールドマン・サックスに交付することが可能となります。

Q：平均 VWAP が ToSTNeT-3 における取得価格よりも低い場合はどうなりますか？

A：平均株価が ToSTNeT-3 における取得価格よりも低い場合は、新株予約権は行使されずゴールドマン・サックスに対し当社普通株式は交付されません。一方、ゴールドマン・サックス・グループは、本自己株式取得で当社から受領した金額の全額（基準金額）を使用し、平均株価で当社普通株式を取得すると仮定すると、ToSTNeT-3 でのゴールドマン・サックスからの取得株式数よりも多くの株式を買い付けることができる計算となるため、当社はその差額分に相当する数の当社普通株式をゴールドマン・サックスから無償で取得します。

Q：取得結果は最終的にどのようなになるのですか？

A：株主の皆様からの売付注文状況によって当社の最終取得結果は異なります。株主の皆様から取得した自己株式に関しては、一株あたり 2025 年 5 月 9 日の終値での取得となりますが、ゴールドマン・サックスから取得した自己株式に関しては後日調整取引が行われますので、その後の株価推移によって取得結果が変わってきます。ゴールドマン・サックスから取得した自己株式に関しては、最終的な取得単価が経済効果として平均株価と同じになるように、平均株価に応じて当社からゴールドマン・サックスへの株式の交付、又は当社によるゴールドマン・サックスからの株式の無償譲渡がなされます。株主の皆様からの売付注文が無かった場合には、取得予定金額を平均株価で取得した場合と同じ株数の取得結果となります。

Q：新株予約権者はどのようなタイミングで新株予約権の行使又は新株予約権の行使を行わないことの決定をするのですか？

A：2025年11月13日まで（ただし、ゴールドマン・サックスが市場混乱事由発生日が発生した旨を申告した場合には、発生した日数に相当する取引日だけ、最長で行使可能期間最終日まで延長されます。）に、ゴールドマン・サックスが借り入れた当社普通株式を返却する目処がついたタイミングで新株予約権の行使又は新株予約権の行使を行わないことの決定をするものと理解しております。なお、新株予約権が行使された時点又は行使されないことが確定した時点で、開示をする予定です。

Q：どのような場合に新株予約権は行使されることになるのですか？

A：平均株価が ToSTNeT-3 での取得価格である 2025 年 5 月 9 日の終値よりも高い場合に行使されます。なお、行使可能期間は 2025 年 6 月 24 日から 2025 年 11 月 30 日までとなっています。

Q：新株予約権の行使に伴い市場で流通する株式数は増えるのですか？

A：新株予約権の行使により交付される株数は、ToSTNeT-3 においてゴールドマン・サックスから取得した株数が上限となりますので、ToSTNeT-3 での自己株式取得と新株予約権の行使を合わせて考慮すると、市場で流通する株式数が増えることはありません。なお、新株予約権の行使に応じて新株予約権者に交付する当社株式には自己株式を充当する予定です。

Q：潜在株式数である 2,592,000 株もの株式がゴールドマン・サックスに割り当てられるのですか？

A：2,592,000 株は理論上の交付株式数の上限であり、株価の動向によって交付株式数は変動します（当社による無償譲渡が行われる可能性もあります。）。平均株価ごとの交付株式数・追加取得株式数は以下を参照ください。

本 ASR 取引に					
平均株価 (円) (A)	基準金額 (円) (B)	おける 最終的な		当社から	ゴールドマン・サ
		取得株式数 (株) (C) = (B) ÷ (A)	基準株式数 (株) (D)	ゴールドマン・サックスに 対する交付株式数 (株) (D) - (C)	ックスからの 追加取得株式数 (株) (C) - (D)
4,350.0	9,999,936,000	2,298,900	2,592,000	293,100	0
4,300.0	9,999,936,000	2,325,600	2,592,000	266,400	0
4,250.0	9,999,936,000	2,353,000	2,592,000	239,000	0
4,200.0	9,999,936,000	2,381,000	2,592,000	211,000	0
4,150.0	9,999,936,000	2,409,700	2,592,000	182,300	0
4,100.0	9,999,936,000	2,439,100	2,592,000	152,900	0
4,050.0	9,999,936,000	2,469,200	2,592,000	122,800	0
4,000.0	9,999,936,000	2,500,000	2,592,000	92,000	0

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3,950.0	9,999,936,000	2,531,700	2,592,000	60,300	0
3,900.0	9,999,936,000	2,564,100	2,592,000	27,900	0
3,858.0	9,999,936,000	2,592,000	2,592,000	0	0
3,850.0	9,999,936,000	2,597,300	2,592,000	0	5,300
3,800.0	9,999,936,000	2,631,500	2,592,000	0	39,500
3,750.0	9,999,936,000	2,666,600	2,592,000	0	74,600
3,700.0	9,999,936,000	2,702,600	2,592,000	0	110,600
3,650.0	9,999,936,000	2,739,700	2,592,000	0	147,700
3,600.0	9,999,936,000	2,777,700	2,592,000	0	185,700
3,550.0	9,999,936,000	2,816,800	2,592,000	0	224,800
3,500.0	9,999,936,000	2,857,100	2,592,000	0	265,100
3,450.0	9,999,936,000	2,898,500	2,592,000	0	306,500
3,400.0	9,999,936,000	2,941,100	2,592,000	0	349,100

Q：なぜ配当によって平均株価が変わるのですか？

A：前述のとおりゴールドマン・サックスは、当社株式を株券貸借市場等より借り入れた上で売付注文をすると聞いております。ゴールドマン・サックスは借り入れた株式の配当相当額の支払いを負担することになるため、当初の想定よりも配当相当額の負担が大きくなる増配を行った場合には平均株価に織り込むことを当社と事前に合意しているためです。